

令和2年11月30日制定
令和2年12月21日改定
令和8年5月7日改定

「青森県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則」に係る運用について

青森県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年11月青森県規則第60号。以下「規則」という。）に係る運用を、次のとおり定める。

第1 規則第2条第1項及び第3条第1項並びに第4条第1項及び第5条第1項の報告（以下「報告」という。）を、それぞれ規則第2条第2項及び第3条第2項並びに第4条第2項及び第5条第2項の電子情報処理組織を使用して行う場合は、資源管理基本方針（令和2年10月15日農林水産省告示第1982号）第8の2に基づき、これらの情報を農林水産大臣と都道府県知事が相互に共有して、適切な資源管理の実効性を高める必要があることから、個人情報への取扱いに関する同意を、第1号様式により提出すること。

第2 規則の制定に基づき漁業者が行う報告は、漁業協同組合等の代理人を通じて報告をさせることができる（「知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」の制定について（令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知。以下「事務取扱通知」という。）第3の4）。その場合、あらかじめ、第2号様式によるその権限を証する書面を、知事に提出すること。

第3 規則第2条第1項の報告書の様式例として、第3号様式を示す。

2 ただし、県が特定水産資源若しくは知事管理区分ごとに報告書の様式例を別途定める場合は、前条の限りではない。

第4 規則第3条第1項の報告書の様式例として、第4号を示す。

2 ただし、県が特定水産資源及び特別管理特定水産資源の知事管理区分ごとに報告書の様式例を別途定める場合は、第2の限りではない。

第5 規則第4条第1項の報告書の様式例として、第5号及び第6号様式を示す。

2 ただし、県が特定水産資源若しくは知事管理区分ごとに報告書の様式例を別途定める場合は、第2の限りではない。

第6 規則第5条第1項の報告書の様式例として、第7号様式を示す。

2 ただし、県が特定水産資源及び特別管理特定水産資源の知事管理区分ごとに報告書の様式例を別途定める場合は、第2の限りではない。

第7 第2号～第7号様式を提出する場合、別記様式第1号による個人情報の取扱いに関する同意は不要とする。

2 第3号～第7号様式を用いず、県が特定水産資源及び特別管理特定水産資源の知事管理区分ごとに定めた報告書の様式例を用いて報告する場合は、第1号様式又は第2号様式の書面を知事に提出すること。

第8 当該報告の義務は法の規定において定められた者に課されることから、これらの者は法の報告の基礎となった記録の保存及び管理を行うこと。

第 1 号様式

漁業法の規定に基づく報告に係る個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

青森県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。）、青森県の機関、青森県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領） 同意者が複数の場合には、連盟で 1 通の同意書を作成することもできる。

第2号様式

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状 及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

青森県知事 殿

(委任者)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

1 法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づく報告について、（1）の者を代理人として定め、（2）に定める期間において、（3）に定める報告に係る事務を委任します。

(1) 代理人

氏名

住所

(2) 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ なお、委任者から委任期間終了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を1年間延長することといたします（翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。）。委任期間（延長された委任期間を含む。）中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の30日前までに代理人及び青森県知事に対してその旨を申し出ることといたします。

(3) 委任事項（☒を入れる。）

☐ 法第26条第1項及び第2項の規定に基づく青森県知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

☐ 法第30条第1項及び第2項の規定に基づく青森県知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、青森県の機関、青森県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

(記載要領)

1 委任者が複数の場合には、連名で1通の委任状を作成することもできる。

2 1（3）の委任事項の欄について、委任する事項を限定する場合には、当該委任する事項にのみレ点を記載すること。

3 1（3）の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。

☐ 法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく青森県知事に対する報告（知事許可漁業における資源管理の状況等の報告）

☐ 法第90条第1項の規定に基づく青森県知事に対する報告（漁業権漁業における資源管理の状況等の報告）

第3号様式（規則第2条関係）

特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書
（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

青森県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

- 1 漁獲量等の報告
漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号		
特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位：)	
陸揚げした日／漁獲量（キログラム）		

- 2 個人情報の取扱いに関する同意
上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、青森県の機関、青森県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあっては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあっては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

第4号様式（規則第3条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

青森県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

- 1 漁獲量等の報告
漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号			
特別管理特定水産資源の名称			
漁獲割当管理区分の名称			
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位：)		
特別管理特定水産資源ごとの 陸揚げした日／漁獲量（キログラム）／個体の数			
船舶等の名称			

- 2 個人情報の取扱いに関する同意
上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、青森県の機関、青森県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 2 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 3 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあっては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあっては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 4 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

第5号様式（規則第4条関係）

特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

青森県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

- 1 漁獲量等の報告
- 漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量（キログラム）	

- 2 個人情報の取扱いに関する同意
- 上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、青森県の機関、青森県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、法第57条第1項の許可に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称及び漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

第6号様式（規則第4条関係）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

青森県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

- 1 漁獲量等の報告
- 漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲努力量	漁獲量（キログラム）

- 2 個人情報の取扱いに関する同意
- 上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、青森県の機関、青森県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

- （記載要領）
- 1 「許可番号又は免許番号」の欄について、法第57条第1項の許可に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 2 「船舶の名称及び漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 3 「漁獲努力量」の欄について、特定水産資源を採捕するために行われる漁ろうの作業の量（当該特定水産資源ごとに青森県資源管理方針において示された、操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ又は漁具の使用回数）を記載する。

第 7 号様式（規則第 5 条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

青森県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶等の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量（キログラム）	個体の数

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。）、青森県の機関、青森県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 1 「許可番号又は免許番号」の欄について、法第 5 7 条第 1 項の許可に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 2 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。